

箕面市における高齢者施設等従事者へのコロナワクチン優先接種について

2021年7月 箕面市健康福祉部

1. 高齢者施設等の従事者にかかる優先接種の枠組み

		入所施設・居住系事業所 (住まいである施設等) (A)	居宅サービス事業所等 【自宅療養者等へのサービス提供の 意向あり】 (B)	居宅サービス事業所等 【自宅療養者等へのサービス提供の <u>意向なし</u> 】
		事業所で「 <u>高齢者施設等従事者証明書</u> 」 を発行できる	事業所で「 <u>高齢者施設等従事者証明書</u> 」を 発行できる	事業所で「 <u>高齢者施設等従事者証明書</u> 」 を <u>発行できない</u>
事業所 所在地 が箕面 市内	接種対象は、 住民票が箕面 市の従事者 ◎箕面市民以	①施設内接種 ②6/23～個別接種受付 (医療機関) ③6/23～集団接種受付 (電話のみ)	①市担当室 (C) で優先接種枠を設け受付 ②6/23～個別接種受付 (医療機関) ③6/23～集団接種受付 (電話のみ)	①大阪府コロナワクチン接種センター または自衛隊大阪大規模接種センタ ー (いずれも 18 歳以上) ②各年齢枠での一般受付
事業所 所在地 が箕面 市外	外のかたは、 お住まいの市 町村にご確認 ください。		①6/23～個別接種受付 (医療機関) ②6/23～集団接種受付 (電話のみ) ◎市外事業所で、この枠に該当するかどうかは、所在地市町村にご確認ください。	(59歳以下で基礎疾患のないかたについては、受付時期未定)

※「高齢者施設等従事者証明書」は、各事業所が従事者に対し発行するものです。

発行方法がわからない場合などは、事業所から市担当室 (C) にお問い合わせください。

2. 各枠組みの対象サービス

(A) 入所施設・居住系事業所 (住まいである施設等) とは :

- 介護保険施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等)
- 居住系介護サービス (特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)
- 老人福祉法による施設 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム)

- 高齢者住まい法による住宅（サービス付き高齢者向け住宅）
- 生活保護法による保護施設（救護施設等）
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所等で、高齢者が入所・居住するもの）
- その他の社会福祉法等による施設（更生保護施設等）

（B）居宅サービス事業所等【自宅療養者等へのサービス提供の意向あり】とは：

国制度に基づき、「新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者・濃厚接触者に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意向」を市に登録した事業所で、その従事者がサービス提供の意思を有する場合に、優先接種の対象とする。

○介護保険法に基づく以下のサービス（箕面市内に所在するもの）

- ・ 訪問介護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 総合事業（訪問型サービス）
- ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 総合事業（通所型サービス）
- ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援、介護予防支援

○障害者総合支援法に基づく以下のサービス（箕面市内に所在するもの）

- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）
- ・ 自立生活援助 ・ 短期入所 ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型、B型） ・ 就労定着支援
- ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。

（C）市担当室とは： 箕面市健康福祉部障害福祉室（障害福祉サービス） 電話072-727-9514
 高齢福祉室（介護保険サービス） 電話072-727-9505
 広域福祉課（介護保険サービスのうち、地域密着型サービス・総合事業） 電話072-727-9539

○ 集団接種受付については、市ホームページ等でご確認ください。

市コールセンター（問い合わせ専用）電話072-727-6865（予約専用）電話072-727-6861